



障がいのある人も
ない人も、それぞれの
人格と個性が尊重され、
その人らしい生き方が

保障される社会の実現に、障がい者
差別解消法を活かしていくべきです。

法律の趣旨である「不当な差別的
取り扱いの禁止」「合理的配慮の提供」
について、県(知事部局・教育委員会・
警察本部)は職員のとりにくみを確実な
ものとするため、その対応要領を今年
度末までに定め、公表しなければなり
ません。

議会が、手話言語条約の制定を求める意
見書を可決している。

しかし、政府や国会の法制定に向けた動
きはにぶい。

聴覚障がい者にとって、手話は、合理的
配慮の情報アクセシビリティの一環だ。
現在、20自治体が条例を定めているが、
本県も手話言語条例を制定すべきだ。

③ここ最近、当事者のみなさんの活動もあり、
LGBT・性的少数者を支援する自治体の
とりにくみが紹介されつつある。

多様性・ダイバーシティという考え方を
社会のあらゆる分野に実態として定着
させることが、誰にとっても生きやすい
社会につながると確信する。

県としても、性的少数者への理解と支援
のため、ホームページでの広報啓発・県
の男女共同参画条例の中での規定・企業
研修・同性カップルの県営住宅入居など、
とりにくみを進めるべきだ。

小松健康福祉部長

①法よりもきびしい内容を定める条例の
必要性について、現在、障がい者団体に
対し意見をきいている。

今後、団体の意見を集約した上で、関係
団体や有識者などで構成する「障害者差
別解消支援地域協議会」の意見を聞き、
条例の必要性について検討する。

②言語として位置づけられた手話が使い
やすい社会を実現させることは、自治体
固有の課題ではなく、また、すべての都
道府県で意見書が採択されており、まずは、

国が法整備を検討する必要がある。

このため、中国地方知事会を通じて、手
話言語法の検討を行うよう国に要望し
ており、ひき続き要望していく。

秋貞環境生活部長

③県は、県民一人ひとりの人権が尊重され
る社会の実現にとりくんでおり、性的少
数者であることをもって、不当な差別が
あってはならない。

このため、性的少数者について理解され
るよう、県政出前トークによる企業等
への人権研修で説明してきたが、今後と
もこうしたとりにくみを進める。

5.電力の小売り自由化

佐々木

来年度から、これまで段階的に進められ
てきた電力の小売りが完全自由化される。

県はこれまで一部で一般競争入札を導
入しているが、経費節減のため、県内す
べての庁舎の電力使用について、競争入札を
導入すべきだ。

豊島会計管理局長

現在、県庁舎など5つの大規模施設で、一
般競争入札を導入しているが、来年度から
他の施設でも実施する必要がある。このた
め、各施設の担当者の研修会等で、電力調
達に関わる入札事務手続きの周知徹底を図る。

一方、他の自治体では、入札不調により、結
果的に電気料金が上がったという事例もあ
るので、各施設が的確な判断ができるよう指
導助言を行う。

電力の小売り自由化

これまでは、地域ごとに決められた
電力会社としか契約できなかった電
力(たとえば、山口県内は中国電力)が、
2016年4月以降は、一般家庭をふく
め完全自由化されます。

新たに算入した小売り業者は、700
社以上が登録しています。

電力事業が独占企業ではなくなる
ことにより、原発からつくっ
た電気は使いたくない、と
いう声をよく耳にします。

